

公示番号：19a00705

国名：モンゴル

担当部署：モンゴル事務所

案件名：モンゴルの食育及び学校給食に係る情報収集・確認調査（食育・学校給食）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：食育・学校給食
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年12月下旬から2020年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.70M/M、現地 0.70M/M、合計 1.40M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	21日	7日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月4日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月17日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ①類似業務の経験 48点
- ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
- ③語学力 8点
- ④その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	栄養改善に係る各種業務
対象国／類似地域	モンゴル／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

モンゴル国（以下、「モンゴル」という）は日本の約 4 倍にあたる 156 万km<sup>2</sup>の国土に約 317 万人が暮らしており、そのうち学校に通っている未成年（0 歳～18 歳）は約 123 万人となっている。義務教育は中学校までの 9 年間であり、公立学校として 778 の小中高一貫校（12 年制学制(5・4・3)）がある。

2006 年 9 月、大統領令により全小学校の 1-5 年生を対象に、学校軽食(パン、おかゆ等)が導入された。この内、公立小学校については、国の負担で、2019 年 10 月現在、通常校で 600MNT/（約 24 円）食/人/日、特別支援学校で 2,500MNT(約 100 円) 3 食/人/日の予算措置がなされている。しかし、通常校は 600MNT（約 24 円）食/人/日の予算で、食材費に加え人件費などのコストを含む必要があるが、非常に少額のため、単品料理になりがちであり、栄養バランスの良い献立にはなっていない。さらに、特別支援学校の場合は、食材費のみとなっている。

モンゴル政府は 2019 年 5 月に学校給食法を制定し、2020 年 9 月 1 日から施行予定である。学校給食法では、「全ての小学校に給食を提供するために、標準や技術規制に沿った施設、設備、人材を適切に整備・配置する」ことが定められており、2020 年 9 月 1 日以降、段階的に全ての小学校の校内に給食施設を整備し、全ての児童に対し週 5 回の給食（従来の軽食よりも栄養バランスの整った食事）を提供する予定となっている。学校給食法の制定を受け、教育省は、全国の小中高一貫校（778 校）の学内への給食施設及び設備の整備、人材育成（調理師及びその他職員）、食品の調達などの経費として、大蔵省に提出する 2020 年度の予算案に 760 億 MNT（約 3,132 億円）を組み込んだ。学校給食の提供開始時期は、小学校が 2020 年、中学校が 2021 年、高校が 2022 年となっており、対象は公立学校のみである。学校給食の提供開始に向けて、予算措置のみならず、今後、教育・文化・科学・スポーツ省（以下「教育省」）内に学校

給食担当課を設置する予定（具体的な計画を大蔵省に提出済み）である。

なお、過去には教育省が全国の小中高一貫校を対象に学校食堂・軽食提供に関する確認調査を2回実施しており、（2009年、2013年）その調査では学校軽食制度の主な課題として、以下の点が挙げられている。

- 殆どの学校には調理場が無く、外部業者などに委託しており、児童生徒の健康的な成長より採算性を重視したメニューとなっているケースが多い。
- 調理、保存、運搬などの過程における不適切な環境と取扱い方により、異物が混入したケースもあった。
- 衛生面の配慮がなされておらず、下痢を発症する児童生徒が多発した。

加えて、モンゴルでは、一般的に病気になってから治療するという意識が強く、生活習慣病の予防を含む健康教育が不十分である。例えば、食生活改善から健康を維持するという意識が低く、塩分、油分が多い食事や、肉食が好まれており、生活習慣病が増加している。そのため、幼少期から食や栄養に関する意識改善を行うことと、食育の必要性がモンゴルの教育関係者の中で強く認識されている。

このような状況下、教育省は、現在、全国に4校のモデル校を設置し（ウランバートル市内：58番学校、25番学校（特別支援学校）、地方：ボルガン県ダシンチレン郡学校、アルハンガイ県ツェツェルレグ2番学校）、韓国国際協力団（KOICA）、韓国NGOであるWITHの支援により給食施設や設備を整備するとともに、調理師等の人件費の予算措置を行う取り組みを進めている。

以上のような背景のもと、教育省から学校給食の本格導入に対する協力の要望が寄せられたことを受けて、モンゴルにおける食育及び学校給食に関する情報収集を行うとともに、現地関係機関（教育省、保健省等）に対して現地報告会を開催し、日本の学校給食の知見の共有と、モンゴルでの学校給食導入に向けて提言・アドバイスを行う。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICAモンゴル事務所と協議・調整しつつ調査を行う。具体的な業務内容としては以下を想定しているが、業務の背景や目的に鑑みて、このほかに取り上げるべきと考える業務内容があればプロポーザルで提案すること。

### （1）国内準備期間（2019年12月下旬～2020年1月上旬）

- ① JICAモンゴル事務所と調査方針・内容について協議する。
- ② 本邦にて主に以下の食育・学校給食に関して、文献調査による情報収集を行う。
  - a) モンゴルにおける食育・学校給食の現状・課題（教育省と保健省の役割分担・調整状況、子供の栄養状態など）
  - b) 他ドナーの学校給食分野の協力方針・実績
  - c) 食育及び学校給食に関する日本の政策（学校での位置付け、栄養・食

育等)、法制度(実施要領等)、関連組織、実施体制・フロー(食事摂取基準・実施等の担当省庁の整理)、中央省庁と地方自治体や教育委員会の役割分担、予算措置、関係事務、関連資格、栄養管理、衛生管理、リスク・マネジメント(予防措置、非常時対応)等

- d) JICAの過去の食育・給食関連事業(国別研修等)の事例
- e) その他、現地業務に必要な文献、情報

③ 上記で得た情報を基に、以下の資料を作成する。

- a) ワークプラン(調査対象組織案、調査項目案、調査報告書目次案、質問票案、現地報告会骨子を含む)(和文)
- b) 日本の食育・学校給食に関する概要資料(和文、ワード10ページ程度)
- c) 上記の概要資料を抜粋した現地報告会用プレゼン資料(和文、パワーポイント)

なお、質問票案は事前にモンゴル語に翻訳し、関係機関に配布する必要があるため、2019年12月27日までにモンゴル事務所に提出すること。現地派遣中に各機関を訪問する際、聞き取りのうえ回答を入手することを想定している。また、日本の食育・学校給食に関する概要資料(ワード)と現地報告会用プレゼン資料(パワーポイント)についても、モンゴル語への翻訳時間を確保するために、それぞれ、現地派遣開始日までにモンゴル事務所へ提出する。

④ テレビ会議、Skype等にてJICAモンゴル事務所との打ち合わせに参加する。

(2) 現地派遣期間(2020年1月中旬~2月中旬)

モンゴルにおいて、以下の調査を行う。

- ① JICAモンゴル事務所と現地調査計画の詳細について打ち合わせを行う。
- ② 関係機関(教育省、保健省、食料・農牧業・軽工業省、栄養士協会、科学技術大学の栄養士育成コース)と協議し、ワークプランを説明する。
- ③ 以下の組織に対し、食育・学校給食に関し、以下の項目をヒアリングする。

〈給食担当関係機関、ウランバートル市及びアルハンガイ県(給食モデル学校が設置されている地方自治体)の教育局と保健局

- a) 関連法制度、政策(献立に沿った食材の調達・保管・監理・衛生環境等の規定、基準)
- b) 各組織内の実施体制、人員配置・能力・役割、業務フロー、活動計画・実施状況、予算措置、栄養管理、衛生管理、リスク・マネジメント(予防措置、非常時対応)課題
- c) モンゴル政府・公的機関・民間の取り組み、青少年の発育・罹患状況、中央省庁と地方自治体、教育委員会の役割分担、現状の課題
- d) 食材調達ルート・方法(市場へのアクセス)、食材運搬・コールドチェーンの状況、食材管理方法、残飯処理方法等の学校以外の状況確認

- e) JICA協力に対するニーズ
- <UNICEF、KOICA、WHO等、他ドナー>
- a) 食育や給食分野における過去及び実施中案件の協力実績・概要・課題
  - b) 当該分野の今後の協力量針
  - c) その他、当該分野に関する現状認識、課題等
- <給食モデル校（前述の4校のうちボルガン県を除く3校を想定）>
- a) 学校の授業実施体制（二部制、三部制等）、位置・周辺環境（市街地、郊外のゲル地区等）、生徒数、教員数等
  - b) 給食事業に関連する各組織内の体制、人員配置・能力・役割、業務フロー、活動計画、実施状況、予算措置、施設整備状況、食材・燃料調達・管理状況、栄養管理、衛生管理、リスク・マネジメント（予防措置、非常時対応）課題
  - c) 提供中の給食の内容、教師、児童生徒、保護者等の反応、児童生徒の発育・罹患状況等
- <給食モデル校以外の学校（公立学校、特別支援学校、他ドナーの支援学校、私立学校、各1校、計5校（訪問先の学校候補はJICAモンゴル事務所より情報提供）>
- a) 学校の授業実施体制（二部制、三部制等）、位置・周辺環境（市街地、郊外のゲル地区等）、生徒数、教員数
  - b) 給食事業（現在実施中の軽食提供事業）に関連する各組織内の体制、人員配置・能力・役割、業務フロー、活動計画、実施状況、予算措置、施設整備状況、食材・燃料調達・管理状況、栄養管理、衛生管理、リスク・マネジメント（予防措置、非常時対応）、課題、
  - c) 提供中の軽食の内容、教師、児童生徒、保護者等の反応、児童生徒の発育・罹患状況
- ④ JICAモンゴル事務所に対して、中間報告を行う。
  - ⑤ 上記ヒアリング・視察結果を踏まえ、現状・課題について整理した上で、今後のモンゴル政府が取るべき方策を取り纏め、現地報告会の準備を行う。
  - ⑥ 教育省、保健省、栄養士協会などの30名程度を対象としてJICAが開催する現地報告会（半日程度を想定）において、7.(1)③ b)で作成した資料の配布と、7.(1)③ c)で作成した資料を用いた(i)日本の食育・学校給食の概要紹介を行う。また、7.(2)③で得た情報を基に、(ii)モンゴルの学校給食・食育の在り方に対する課題の共有・助言を行う。
  - ⑦ なお、現地報告会で用いる発表資料は、(i)は国内準備期間中に準備し、(ii)は現地派遣期間中に作成し、現地報告会の2日前までにモンゴル事務所へ共有の上、モンゴル語に翻訳する。また、国内準備期間中に準備をした「日本の食育・学校給食に関する概要資料（和文、ワード10ページ程

度)」を現地報告会出席者に配布する（印刷・製本はモンゴル事務所が対応する）。

- ⑧ JICAモンゴル事務所、在モンゴル日本大使館に調査結果及び現地報告会開催報告を行う。

### （3）帰国後整理期間（2020年2月上旬～2月下旬）

- ① 調査結果及び JICA の支援可能性に係る提言を業務完了報告書にまとめる。
- ② テレビ会議、Skype 等にて JICA モンゴル事務所及び JICA 本部との報告会に参加し、調査結果を報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）ワークプラン（和文1部）

Word もしくは PDF の電子データをもって提出すること。

### （2）業務完了報告書（和文1部）

Word もしくは PDF の電子データをもって提出すること（提出日時は 2020 年 2 月下旬予定）。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ウランバートル⇒日本を標準とします。

## 10. 特記事項

### （1）業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 1 月 12 日～2 月 1 日（移動日含む）を想定。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。調査には日本語モンゴル語通訳（ドナー機関を除く）及び JICA モンゴル事務所員が適宜同行します。

#### ③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舍手配

- あり
- ウ) 車両借上げ
  - あり
- エ) 通訳備上
  - あり
- オ) 現地日程のアレンジ
  - あり
- カ) 執務スペースの提供
  - JICA モンゴル事務所内における執務スペース提供。

## (2) 類似業務

途上国における学校給食や食育・栄養教育に従事した業務経験や、当該業務に関する開発途上国研修員向けの本邦研修に従事した業務経験を有することが望ましい。

## (3) 参考資料

- ① 関連資料は下記URLよりご参照下さい。また、配布資料については、JICAモンゴル事務所（[mg\\_oso\\_rep@jica.go.jp](mailto:mg_oso_rep@jica.go.jp)）にて配布いたします。

### 【関連資料】

モンゴル国 保健セクター情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008059.html>

モンゴル国 ICT技術を活用した教育支援可能性及び本邦企業進出可能性に係る情報収集・確認調査報告書

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000040726.html>

モンゴル国 開発政策・公共投資にかかる基礎情報収集・確認調査

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030607.html>

モンゴル国 地域総合開発にかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030036.html>

Mongolia Voluntary National Review Report 2019

<https://www.mn.undp.org/content/mongolia/en/home/library/mongolia-voluntary-national-review-report-2019.html>

モンゴル統計局サイト

<http://www.1212.mn/>（モ語・英語ページ、右上のENをクリック）

### 【配布資料】

学校給食法（和文）、学校給食関連ヒアリング結果資料（和文）

- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布

を希望される方は、代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・ 本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

#### (4) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととする。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとする。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上